

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 1
 【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
 【提出先】 関東財務局長
 弁護士 福田 政之
 長島・大野・常松法律事務所
 【氏名又は名称】(3) 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
 【住所又は本店所在地】(3) 平成 18 年 3 月 28 日
 【報告義務発生日】(4) 平成 18 年 4 月 4 日
 【提出日】
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】(5) その他



第 1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社千年の杜
会社コード	1757
上場・店頭別の別	上場
上場証券取引所	大阪証券取引所第 2 部
本店所在地	大阪府大阪市淀川区宮原区一丁目 16 番 43 号

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1) 【提出者の概要】(8)

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー (DKR Oasis Management Company LP)
住所又は本店所在地	アメリカ合州国コネチカット州 06902、スタンフォード、イースト・メイン・ストリート 1281
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

② 【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2002年1月22日
代表者氏名	バーバラ・バーガー (Barbara Burger)
代表者役職	代表署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	私募投資ファンドのインベストメント・マネージャー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 福田 政之 長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】(9)

純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)			1,434,720
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H 28,694,404
新株予約権付社債券(株)	C	—	I 14,347,202
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 44,476,326
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	44,476,326	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	43,041,606	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月28日現在)	S	39,126,446
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		54.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		49.56%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年3月10日	新株予約権証券	24,691,358	取得	81
平成18年3月10日	新株予約権付社債券	12,345,679	取得	81
平成18年3月13日	新株予約権付社債券	1,504,736	取得	転換価格の調整
平成18年3月13日	新株予約権証券	3,009,473	取得	転換価格の調整
平成18年3月20日	新株予約権付社債券	496,787	取得	転換価格の調整
平成18年3月20日	新株予約権証券	993,573	取得	転換価格の調整
平成18年3月28日	普通株	1,434,720	取得	新株予約権付社債から一部転換

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	3,001,999
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	該当なし
取得資金合計(千円)(T+U+V)	3,001,999

②【借入金の内訳】該当なし

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】該当なし

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

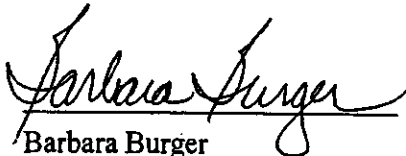
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that DKR Oasis Management Company LP, a corporation organized and existing under the laws of Delaware, with its principal office at 1281 East Main Street, Stamford, CT 06902, USA, (the "Corporation"), does hereby constitute and appoint each of Mr. Masayuki Fukuda, an attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Corporation, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices in connection with SENNENNOMORI Inc.

IN WITNESS WHEREOF, the Corporation has caused this power of attorney to be duly signed by Barbara Burger, this 27th day of February, 2006.

DKR Oasis Management Company LP

By:



Barbara Burger

Authorized Signatory

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して設立され、存続し、その主たる事務所をアメリカ合州国コネチカット州06902、スタンフォード、イースト・メイン・ストリート1281に有する法人であるディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である福田政之氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること並びに株式会社千年の杜に関する同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当法人は、2006年2月27日、バーバラ・バーガーをして本委任状に適法に署名せしめた。

ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー

[署 名]

バーバラ・バーガー

代表署名権者 (Authorized Signatory)

上記正訳致しました。
弁護士 福田 政之

